

令和5年度 燕市ブロック塀等撤去費助成事業 (被災住宅修繕等緊急支援事業)のご案内

令和6年1月10日以降適用

この制度は、地震に強いまちづくりを推進するため、地震が発生した際に倒壊等のおそれのあるブロック塀等の撤去を行うものに対し、助成金を交付する制度です。

助成要件		備考
申込期間	申込受付：令和6年1月12日から 令和6年3月28日まで	申込には見積書の添付が必要です。
工事期間	工事着手日 令和6年1月1日以降	※工事期間を越える場合はご相談ください。延長対応いたしません。
	工事完了日 代金支払い完了日 令和6年3月29日まで(※)	
助成対象者	①ブロック塀等の所有者（個人、法人は問いません） ②ブロック塀等の所有者の親族（3親等以内）	宗教法人は対象外です。
対象工事	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で 下記①～②の条件を全て満たす工事 ①下記の撤去工事 ・ブロック塀等 ・石灯籠等の組積工作物 ②市内業者に発注した工事 （やむを得ない場合は市外業者も可） ※すでに発注済みの工事も助成対象になります	
助成金額	【補助率】対象工事額(消費税相当分を除く)の1/2 【上限額】10万円 ※助成金の申請は同一敷地につき1回限り	1,000円未満は切り捨て
その他	①地震保険をご利用の場合は本事業をご辞退いただくか、本事業対象工事を保険の適用外としてください。 ②燕市のほかの補助を受けた部分および国の補助金等、ほかの助成制度との併用は対象外です。	同じ場所での塀、フェンス等の設置は燕市住宅リフォーム助成事業(緊急支援事業)の対象にはなりません。

※申込用紙は、営繕建築課窓口にて用意してあります。

また、燕市ホームページからもダウンロードできます。



ホームページはこちらから👉

【代理受領制度について】

この制度は申請者が受け取る予定の助成金を、工事施工業者へ直接交付するものです。申請者は実際にかかった工事費用と助成金の差額（自己負担額）のみを施工業者に支払うことになり、実質の費用負担が軽減できます。

ご利用いただく際は、必ず事前に工事施工業者の承諾が必要です。

1. 事前申込（工事着手前）

◆必要なもの	
1. 助成申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者が記入してください ・ 申込用紙は営繕建築課窓口または燕市ホームページからダウンロードして入手してください
2. 見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者に依頼してください (令和6年1月1日以降発行のもの)
3. 委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人による提出の場合のみ

申込者が窓口に来られない場合は、委任状の添付により、代理人による提出も可能です。

- ・ 申請締め切りの発表は、市ホームページで行います。

2. 通知

- ・ 申込資格等について審査し、助成対象の可否及び助成金額の通知を行います。

3. 工事

- ・ 通知を受けた旨を、施工業者に連絡し、工事に着手してください。
- ・ 工事が完了し、工事代金の支払い後、助成申請の手続きを行ってください。

※申込前に工事着手した場合はご相談ください。

※申込後に工事内容等に変更が生じた場合箇所

- ① 見積書の工事内容・金額が変更になる場合
変更後の内容で申請してください。ただし、申込みされた助成金額の増額はできません。
- ② 施工業者を変更する場合
市内業者であれば可能です。変更後の施工業者で申請してください。
- ③ 申込者を変更する場合、営繕建築課までご相談ください。
- ④ 工事期間が工事完了期限(令和6年3月29日)を過ぎる場合は、ご相談ください。

4. 申請（工事完了後）

◆必要なもの	
1. 助成申請書	・申請者が記入してください
2. 領収書の写し (原本の写し)	・宛名(申請者名)、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているもの ・施工業者名が記載されており、印紙が貼付けてあるもの ・銀行振込、電子マネー等での支払いの場合は、必要事項の記載があれば、それらの写し等でも結構です
3. 工事内訳書 (見積書) (請求書)	・対象工事内容と金額の内訳がわかるもの ・数量、単価等が記載されているもの ・ <u>領収書と同額のもの</u> ※申込時に提出したものと同一場合でも、再度添付をお願いします
4. 住宅の位置図	・住宅地図等
5. 工事箇所の写真	・工事箇所ごとに工事 <u>前後</u> の状況が確認できるもの ・ <u>日付入り</u> とし、日付が入らないときは、黒板等を利用し写真に日付を収めてください ・着手前写真は令和6年1月1日以降のもの ・施工業者に作成を依頼してください
6. 委任状	・代理人による提出の場合のみ(申込時提出の場合は不要)
7. その他	・その他市長が必要と認める書類(工事図面)

※工事完了後、令和6年3月29日(金)までに書類を提出してください。

※工事期間を越える場合はご相談ください。延長対応いたします。

5. 現地調査

- ・申請書提出後、市職員が提出写真と相違がないか現地確認を行います。

6. 交付決定

- ・申請書類等の審査後、交付決定通知を行います。
- ・交付決定通知後、「助成金請求書」を提出してください。
- ※申請時に提出いただいても構いません。

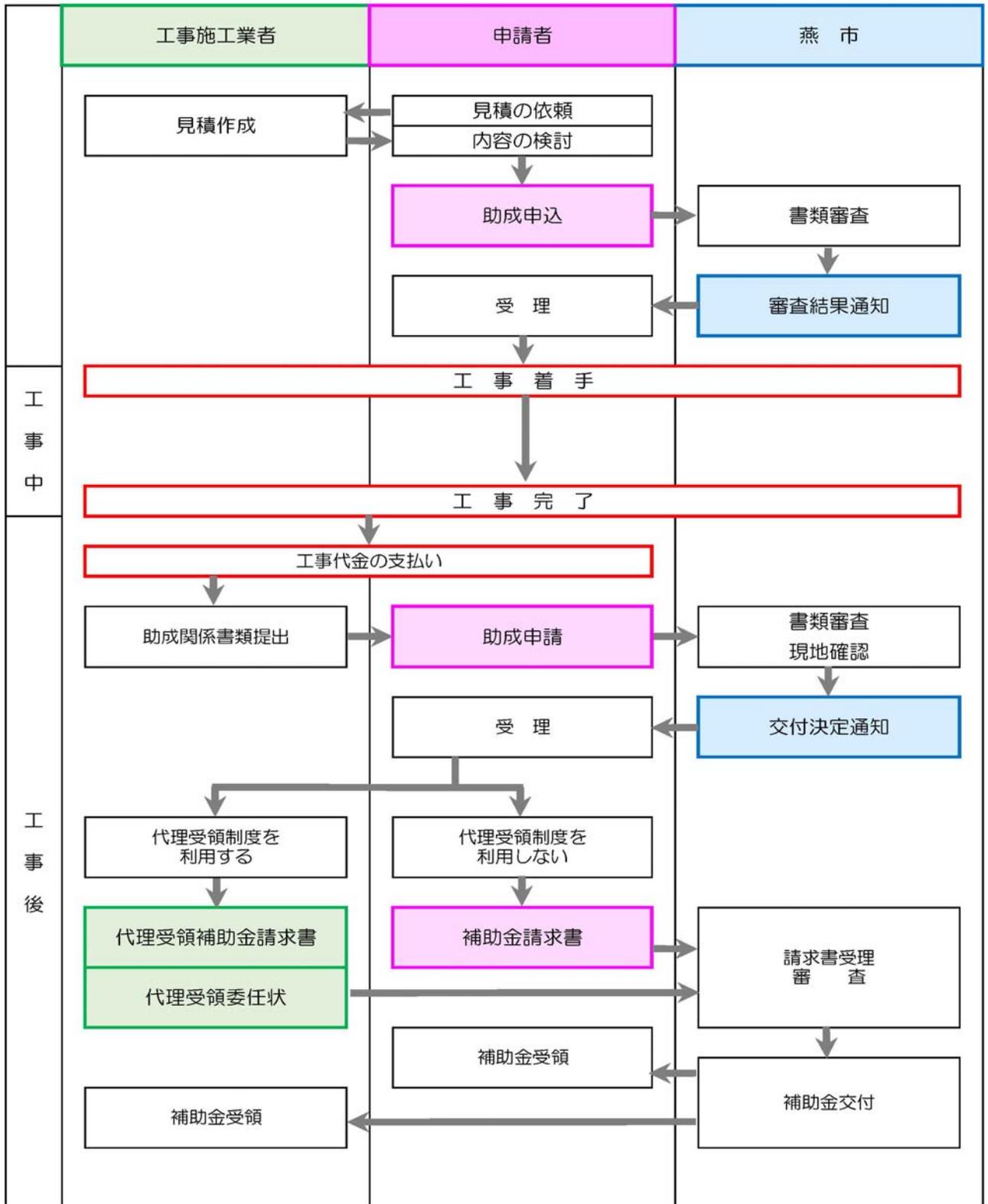
7. 助成金支払い

助成金請求は代理受領制度を利用しない場合と利用する場合で提出書類が異なります。

必要書類		1)代理受領を利用しない場合	2)代理受領を利用する場合	備考
		①	助成金請求書	
②		振込先金融機関の通帳の写し		カタカナ表記の氏名及び口座番号が判別できるもの
		申請者と同名義の通帳	代理受領する施工業者の通帳	
③		—	代理受領委任状	代理受領制度利用する場合のみ必要です

- ・提出いただいた口座に助成金を振込みます。

～助成申請の流れ～



申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。

◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導係（2階 28、29 番窓口）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30～17:15

令和6年1月中は、土、日(9:00～16:00)も電話および申込等を受付けます